

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県財務規則の一部を改正する規則
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則
- 訓 令
- 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令
- 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令
- 告 示
- 公印を新調しその使用を開始する件

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十七号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「福島県ふたば復興事務所」を「福島県ふたば復興事務所」に改める。

別表第七中「福島県ふたば復興事務所 次長 物品出納員」を「福島県ふたば復興事務所 次長 現金出納員及び物品出納員」に改める。

事務所 次長 物品出納員
 事務所 所長 現金出納員及び物品出納員」に改める。

附 則

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

（財 政 課）

福島県規則第三十八号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十五条 一、五（略） 六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の施行に関する次に掲げること。 (1)～(18)（略） (19) 第八十五条第三項（同条第八項の規定により建築審査会の同意を得なければならないものを除く。）及び第六項の規定による許可	第十五条 一、五（略） 六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の施行に関する次に掲げること。 (1)～(18)（略） (19) 第八十五条第三項及び第五項の規定による許可
(28) (20)～(27)（略） 第八十七条の三第三項（同条第八項の規定により建築審査会の同意を得なければならないものを除く。）及び第六項の規定による許可	(28) (20)～(27)（略） 第八十七条の三第三項及び第五項の規定による許可
六の二、四十二（略） 2～3（略）	六の二、四十二（略） 2～3（略）

第二条 福島県事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その表記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲

げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加える。

改正後	改正前
<p>(只見線管理事務所長への委任)</p> <p>第五条 次に掲げる事務は、福島県只見線管理事務所長に委任する。</p> <p>一 福島県鉄道施設条例(令和四年福島県条例第八号)附則第二項の規定による鉄道施設等の使用の許可及び契約に関し必要な事務</p> <p>二 福島県鉄道施設条例施行規則(令和四年福島県規則第 号)附則第二項の規定による鉄道施設等の使用の許可に関し必要な事務</p> <p>第六条 第二十条 (略)</p>	(新設)
	<p>第五条 第十九条 (略)</p>

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年八月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第三十九号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第七項の表生活交通課の項を削る。

第十二条の表生活環境総室の項第四号中「環境創造センター」の下に「只見線管理事務所」を加え、同項中「(只見線再開準備室)」を削り、第二十号を次のように改める。

二十 只見線管理事務所に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

第十二条の表生活環境総室の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条第一項第四号の表に次のように加える。

只見線管理事務所	只見線(会津川口駅から只見駅までの間に限る。)の維持管理及び只見線の利活用促進に関する業務を行わせるため
----------	--

別表第一の四の表に次のように加える。

只見線管理事務所	会津若松市				<p>一 只見線(会津川口駅から只見駅までの間に限る。)の維持管理に関すること。</p> <p>二 只見線の利活用の促進に関すること。</p>
----------	-------	--	--	--	---

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第四十号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

別表第二生活環境部の項中「福島県環境創造センター福島支所(環創七福)」を「福島県環境創造センター福島支所(環創七福) 福島県只見線管理事務所(只管)」に改める。

附則

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

(文書法務課)

訓 令

福島県訓令第十四号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

標準的な職及び職員の仕事遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年七月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

標準的な職及び職員の仕事遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員の仕事遂行能力を定める規程(平成二十八年福島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一行政職の項中「環境創造センター環境放射線センター所長」を「環境創造セ

ンター環境放射線センター所長 只見線管理事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年八月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第十五号

本庁 機関
出先 機関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程(昭和三十五年福島県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一(第二条関係)				別表第一(第二条関係)			
改正後				改正前			
被服の支給を受けることができる職員	(略)	と畜検査員及び食鳥検査員	(略)	被服の支給を受けることができる職員	(略)	と畜検査員及び食鳥検査員	(略)
品目	(略)	(略)	(略)	品目	(略)	(略)	(略)
支給数	(略)	(略)	(略)	支給数	(略)	(略)	(略)
使用期間	(略)	(略)	(略)	使用期間	(略)	(略)	(略)
摘要	(略)	(略)	(略)	摘要	(略)	(略)	(略)

別表第二(第六条関係)	
職員	(冬) ゴム長
(略)	つ 安美ぐ
(略)	一 二年
(略)	(略)

別表第二(第六条関係)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二(第六条関係)	
機関	共用被服の品目
(略)	(略)
ふたば復興事務所	(略)
只見線管理事務所	鉄道管理・検査用 保護帽 鉄道管理・検査用 衣 鉄道管理・検査用 反 射材付作業着 鉄道管理・検査用 ゴム手袋
(略)	(略)

別表第二(第六条関係)	
機関	共用被服の品目
(略)	(略)
ふたば復興事務所	(略)
(略)	(略)

附 則
この訓令は、令和四年八月一日から施行する。

(職員業務課)



告 示

福島県告示第五百二十九号

公印を次のように新調し、令和四年八月一日その使用を開始する。
令和四年七月二十二日

職印

福島県知事 内堀雅雄

20	10の7	番号
福島県只見線管理事務所 長印	福島県知事印（福島県只見線管理事務所用）	公印の名称
		印影
福島県只見線管理事務所 所長		公印管理

（文書法務課）